

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持
を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。

神奈川県議会は、昭和59年7月に「神奈川非核兵器県宣言」を採択し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、非核三原則という国是を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣

殿

神奈川県議会議長